

## 第6章の2 屋外催しに係る火災予防

### (催しの指定)

第54条の3 消防署長（この項に規定する催しに係る区域が2以上の消防署の管轄区域にわたる場合にあっては、消防長。以下この章において同じ。）は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しであつて大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもののうち、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認める催しを、指定催しとして指定するものとする。（ら）

2 消防署長は、前項の規定により催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しの主催者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しの主催者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。（ら）

3 消防署長は、第1項の規定により催しを指定したときは、遅滞なく、その旨を当該催しの主催者に通知するとともに、公示しなければならない。（ら）

### 条則

#### (公示の方法)

第2条の2 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第1条及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第7条の5に規定する市長が定める方法は、次に掲げる掲示場に掲示する方法及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法とする。（ね）

(1) 市役所前の掲示場

(2) 広島市消防局の掲示場

(3) 法第5条第3項の命令に係る防火対象物又は法第11条の5第4項の命令に係る法第16条の5第1項の貯蔵所等の所在地をその所管区域に含む区役所、区役所出張所その他これらに類する機関の掲示場（な）

(4) 前号の所在地をその管轄区域に含む消防署及び消防署出張所の掲示場（た）

#### (指定催しの指定の公示)

第10条の2 第2条の2の規定は、条例第54条の3第3項の規定による公示について準用する。（ね）

### 【解説】

本条及び次条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しでは、会場に多数の人が集合し混雑が生じることで火災発生時の消火及び避難が困難となり被害を拡大させるおそれがあることから、当該催しの主催者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を義務付けるものである。

### 1 第1項について

- (1) 「大規模なものとして消防長が定める要件」とは、主催者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しのことである。  
(平成26年広島市消防局告示第3号)
- (2) 「人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認める催し」とは、多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれ大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要がある。このため、露店等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合等は該当しないものである。ただし、広島市行政手続き条例は適用される。
- (3) 指定催しの指定行為は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものであるが、同法第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものである。

### 2 第2項について

意見を聴く内容は、広島市火災予防規程第2条の3（催しの主催者からの意見聴取）に規定する事項とする。

#### 広島市火災予防規程

##### （催しの主催者からの意見聴取）

第2条の3 条例第54条の3第2項の規定により消防署長が催しの主催者から意見を聴く事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 催しの名称、場所及び機関等に関すること。
- (2) 露店、屋台その他これらに類するものの出店に関すること。
- (3) 条例第54条の4第1項に規定する防火担当者及び火災予防上必要な業務に関する計画に関すること。
- (4) その他消防署長が必要と認める事項に関すること。

### 3 第3項について

公示については、広島市火災予防規程第2条の5に規定する事項について、条則第10条の2に規定（規則第2条の2を準用）する方法により行うこととする。

#### 広島市火災予防規程

##### （公示の内容）

第2条の5 条例第54条の3第3項に規定する公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 催しの名称
- (2) 催しの開催場所
- (3) 催しの開催期間